

駒ヶ根市公告 第166号

一般競争入札の執行について

駒ヶ根市が発注する業務委託について、下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び駒ヶ根市財務規則第106条の規定により、次のとおり公告します。

令和8年10月27日

駒ヶ根市長 伊藤 祐三

1 入札対象業務

- (1) 業務名 令和8年度 駅前ビル活性化センター管理事業
駒ヶ根駅前ビル「アルパ」再整備工事基本設計業務委託
- (2) 業務箇所 駒ヶ根市 中央3番5号
- (3) 業務概要 基本設計業務 一式
 - ・鉄骨造 地上3階 地下1階 昭和59年建設
 - ・1、2階 内部改修（1階 1,587㎡、2階 1,610㎡）
 - ・建築本体、電気設備、機械設備工事共
- (4) 履行期間 契約の日から令和9年2月26日まで

2 入札者の条件

入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしている者であつて、駒ヶ根市長が指定する日時までに、一般競争入札参加申請書及び指定する添付資料を提出し、駒ヶ根市長による本業務に係る入札参加資格の確認を受け、本業務の履行能力があると認められた者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度の駒ヶ根市建設コンサルタント等入札参加資格者名簿の「建築一般」に登録されている者で、入札公告日現在における登録が、長野県内に本店又は委任先を有する者であること。
- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (4) 配置技術者は、仕様書Ⅱ設計業務仕様の1. 管理技術者等の資格要件のとおりとする。
- (5) 入札公告日から入札日までの間に駒ヶ根市から指名停止の措置を受けていない者であること。（入札参加資格の確認を受けた後に指名停止の措置を受けた場合は、入札参加資格は、取り消すものとする。）

3 入札参加資格確認申請の手続

本業務の入札に参加を希望する者は、下記により、一般競争入札参加申請書に必要書類（以下「申請書等」という。）を添えて提出し、本業務に係る入札参加資格の確認を受けるものとする。

(1) 提出書類

- ① 一般競争入札参加申請書
- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所
の登録通知の写し
- ③ 業務実績調書 ※任意提出
- ④ 配置技術者調書
- ⑤ 配置技術者の恒常的雇用関係を証する書類の写し（健康保険証等）

※ ①、③及び④は、駒ヶ根市ホームページより、所定の様式をダウンロードして、
使用すること。

- (2) 提出期間 令和 8 年 1 0 月 2 7 日（火）から令和 8 年 1 1 月 1 1 日（水）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

- (3) 提出時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

- (4) 提出方法 持参又は郵送による。
（郵送の場合は、提出期日の午後 5 時 1 5 分必着とする。午後 5 時
1 5 分を過ぎた者は、その理由の如何を問わず受け付けない。）

- (5) 提出先 駒ヶ根市 総務部 財政課 契約財産係

(6) その他

- ① 入札参加資格の確認は、令和 8 年 1 1 月 1 3 日付けで申請者宛に通知する。
- ② 申請書等の作成に係わる費用は、申請者の負担とする。
- ③ 提出された申請書等は、返却しない。
- ④ 期限までに申請書等を提出しない者及び申請書等に虚偽の記載をした者は、入札
に参加することができない。
- ⑤ 申請書の受領証が必要な場合には、申請人が準備することとする。
- ⑥ 入札参加資格がないと認められた者は、原則として、入札参加資格確認通知書通
知日の翌日から起算して 3 日以内に、書面により、理由について説明を求めること
ができる。

4 設計図書の閲覧等

- (1) 閲覧方法 駒ヶ根市ホームページに掲載し、公表するほか、駒ヶ根市役所総務部
財政課窓口にて縦覧に供する。

- (2) 縦覧期間 令和 8 年 1 0 月 2 7 日（火）から令和 8 年 1 1 月 1 7 日（火）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

- (3) 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

- (4) 現場説明 説明会は、実施しない。

- (5) 設計図書等の入手方法

駒ヶ根市ホームページより、ダウンロードすること。

よって、設計図書の配布は、行わない。

5 設計図書等に関する質問

- (1) 受付期間 令和8年10月27日（火）から令和8年11月6日（金）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで。）
- (2) 提出先 駒ヶ根市 総務部 財政課 契約財産係
- (3) 提出方法 質問書は、原則として、書面により提出するものとする。（質問書の参考様式を駒ヶ根市ホームページに掲載）
持参、ファックス又はメール送信による。

(4) 質問に対する回答

- ① 回答期間 令和8年10月28日（水）から令和8年11月10日（火）まで
（随時）
- ② 回答方法 質問及び回答は、駒ヶ根市ホームページに掲載する。（質問者名は、非公開）

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札日時 令和8年11月18日（水） 午前9時20分
- (2) 入札場所 駒ヶ根市役所 本庁舎1階 第2会議室
- (3) 開 札 同上（入札終了後、直ちに行う。）

7 入札事項

(1) 入札方法

- ① 入札開始後に入札会場に到着した者は、入札に参加することができない。
- ② 郵便等による入札は、認めない。
- ③ 代理人が入札する場合は、委任状を入札前に提出すること。
- ④ 入札回数は、2回を限度とし、2回の入札において予定価格に達しない場合は、不落とする。
- ⑤ 入札書には、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- ⑥ 入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって、契約金額とする。

(2) 最低制限価格又は低入札価格調査基準価格の設定

最低制限価格を設定

(3) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。最低制限価格未満の価格をもって入札した者は、失格とする。

(4) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の額。ただし、駒ヶ根市長が契約を締結しないこととなるおそれがないと認めた者は免除する。

免除の有無については、入札参加資格の確認通知書に明記する。

(5) 契約の締結

本工事については、落札決定後、5日以内に契約を締結するものとする。

(6) 契約の保証

契約金額の100分の10以上の金銭的保証とする。

(7) 前払金の適用

有り

(8) 部分払の適用

無し

8 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人がした2以上の入札
- (3) 入札者が協定をしていた入札
- (4) 入札書の金額、その他記載事項が明らかでない入札書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反していた入札

9 入札の中止

入札参加者が1者の場合は、入札を中止する。

10 異議の申立て

- (1) 入札を行った者は、入札後において、この公告、契約約款、設計図書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札の執行は、駒ヶ根市の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認められる場合、入札の日時を延期し、又は取りやめることがある。この場合において、入札参加者は、異議を申し立てることはできない。

11 その他の事項

入札参加者は、「最低制限価格制度実施要領」及び「駒ヶ根市建設工事等競争入札心得」を熟読の上、参加すること。

駒ヶ根市 総務部 財政課 契約財産係
〒399-4192 長野県駒ヶ根市赤須町 20 番 1 号
電話 0265-83-2111 (内線 254,255)
FAX 0265-83-4348
E-mail : keiyaku@city.komagane.lg.jp